

令和6年度補正予算及び令和7年度有機農業関連予算概要

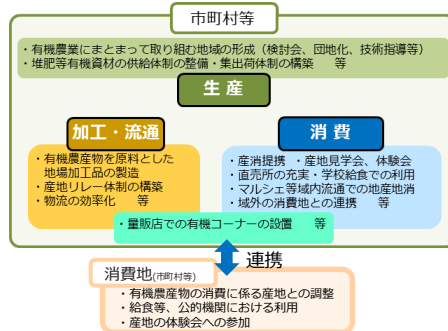
1. みどりの食料システム戦略推進総合対策

【令和7年度概算決定額 612（650）百万円の内数】
【令和6年度補正予算額 3,828百万円の内数】

地域ぐるみのモデル的先進地区を創出するとともに、関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援

(1) 有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出

地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく**特定区域の設定等**に向けて取り組む地域に対し、**生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や体制づくり、消費地と連携した消費拡大の取組等**を支援



(2) 有機農業への転換推進

新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、**有機種苗の購入や土づくりなど有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費を支援**



収量の低下、生産コストの増加等
有機農業を始めるには課題が多い

必要な経費を支援

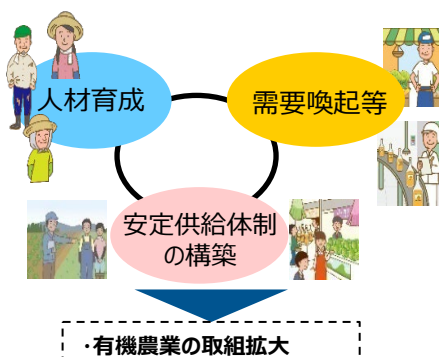
慣行から有機農業への転換を推進

対象者：新規就農者又は慣行栽培から転換に取り組む農業者であり、みどり認定を受けている又は受ける予定である者
対象農地：転換初年度となる農地
交付単価：10aあたり20,000円以内

(3) 人材育成や需要喚起等を通じた現場の取組の推進

有機農業の拡大に向けた**現場の取組を推進**するため、

- ① 有機農業指導員の育成・確保
- ② 有機農業の栽培技術を指導する民間団体の活動や、農業者の技術習得等による**人材育成を一体的に行う取組**
- ③ 国産原料を使用した**有機加工食品の生産・取扱拡大の取組**
- ④ 事業者と連携して行う**需要喚起の取組**等を支援



(4) 県域での拡大加速化・グリーンな栽培体系への転換の加速化

有機農業の拡大を加速化するため**有機農業を広く県域で指導できる環境整備**に向けた取組を支援。

広域協議会による
・経営指標の作成
・栽培技術の整理

・「経営・技術指導マニュアル」の作成
・指導計画の策定

それぞれの産地に適した「**環境にやさしい栽培技術**」と「**省力化に資する先端技術等**」を取り入れた「**グリーンな栽培体系**」への転換を加速化するため、**産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援**
（取組の一環として行う消費者理解の醸成に対しても支援）

●産地に適した「環境にやさしい栽培技術」、「省力化に資する先端技術等」の検証

化学農業低減

有機農業

省力化

化学肥料低減

温室効果ガス削減

●グリーンな栽培マニュアル、産地戦略（ロードマップ）の策定

2. 環境保全型農業直接支払交付金

【令和7年度概算決定額 2,804（2,641）百万円】

農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全等**に効果の高い農業生産活動を支援。

【有機農業の交付単価】国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。
※有機JAS認証取得を求めるものではありません。

○ そば等の雑穀・飼料作物以外：**14,000円/10a**

炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合※に限り、2,000円を加算。

※土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施していただきます。

○ そば等の雑穀・飼料作物：**3,000円/10a**

【取組拡大加算】※活動によって増加した新規取組面積に応じた支援になります。

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を行う農業者団体を支援

＜交付単価＞**4,000円/10a**



本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】
農産局
農業環境対策課
03-6744-2114

より詳しくは→



<対策のポイント>

環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けたモデル的取組の横展開や有機農業の取組拡大、地域資源の循環利用を図るとともに、環境負荷低減の取組の「見える化」等関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりの推進、環境負荷低減の取組強化に向けた新たな制度設計に必要な調査を支援します。

<政策目標>

化学農業（リスク換算）・化学肥料の使用量の低減等みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成【令和12年】

<事業の内容>

1. みどりの食料システム戦略推進交付金 361 (381) 百万円【令和6年度補正予算額】3,281百万円

地域の特色を生かしたモデル的取組の横展開を図るため、以下の取組を支援します。

① 環境負荷低減活動定着サポート：みどり認定農業者による環境負荷低減の取組の拡大・定着に向けたサポートチームの体制整備

② グリーンな栽培体系加速化事業：技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する環境にやさしい栽培技術の検証等を通じたグリーンな栽培体系への転換の加速化

③ 有機農業拠点創出・拡大加速化事業：有機農産物の学校給食での利用や産地と消費地の連携等による生産から消費まで一貫した有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくり及び有機農業を広域で指導できる環境整備

④ 有機転換推進事業：慣行農業から有機農業への転換促進

⑤ SDGs 対応型施設園芸確立：環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸重点支援モデルの確立

⑥ みどりの事業活動を支える体制整備：みどり法の特定認定等を受けた生産者やその取組を支える事業者が行う機械・施設導入

⑦ 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり：地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業において循環利用する包括的な計画（農林漁業循環経済先導計画）の策定やその計画に基づき行う施設整備

⑧ バイオマスの地産地消：地域のバイオマスを活用したバイオマスプラント等の導入、バイオ液肥の利用促進

⑨ 地域循環型エネルギーシステム構築：資源作物や未利用資源のエネルギー利用を促進する取組及び次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組

等

2. 関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくり 252 (270) 百万円

食料システム関係者の行動変容と相互連携を促す環境整備を支援・実施します。

① 食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進：環境負荷低減の取組の「見える化」の推進、J-クレジットの創出拡大、二国間クレジット活用に向けた環境整備、地域気候変動適応策の調査

② 有機農業推進総合対策事業：有機農業への新規参入促進や有機加工食品原料の国産化、国産有機農産物の需要拡大

③ 地域資源活用展開支援事業：再生可能エネルギー導入に向け、現場のニーズに応じた専門家の派遣

等

3. 環境負荷低減の取組強化のための新たな制度設計等【令和6年度補正予算額】547百万円

① クロスコンプライアンスの本格実施に向けた緊急検証事業：環境負荷低減のクロスコンプライアンスの円滑な導入に向けた検証及びマニュアル作成の実施

② グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業：新たな環境直接支払交付金の設計に必要な調査の実施

③ 農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業：農業分野のプラスチック排出抑制に向けた計画策定、プラスチック代替資材への切替え検討

<事業イメージ>

栽培体系の転換

減農薬・減化学肥料（センシング技術の活用）

有機農業の団地化

販路開拓

有機農業の拡大

資源の循環利用

堆肥の利用促進・土づくり

家畜排せつ物を活用した堆肥

バイオ液肥

みどりの食料システム戦略推進交付金
モデル的取組の横展開
農山漁村の循環経済の確立

農林漁業者

食品事業者

流通・小売

地銀

都道府県市町村

大学・研究機関

シンクタンク・コンサルタント

環境負荷低減型農業ハウス

脱炭素化

バイオマスプラント

農機・資材メーカー（電気・熱・ガス）

サービス事業者

供給

【行動変容と相互連携を促す環境づくり】
環境負荷低減の取組の「見える化」、J-クレジット等の推進 等
【環境負荷低減の取組強化】
クロスコンプライアンス、新たな環境直接支払交付金の制度設計
農業由来プラスチックの排出抑制

<事業の流れ>

国

都道府県

市町村等

民間団体等

1の事業

2、3の事業

定額、1/2以内

定額、1/2以内

定額、1/2以内、委託

1

【お問い合わせ先】大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（03-6744-7186）

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
有機農業拠点創出・拡大加速化事業

【令和7年度予算概算決定額 612（650）百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 3,828 百万円の内数）

＜対策のポイント＞
地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく**特定区域の設定等**に向けて取り組む地域に対し、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等への支援により、**有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）**を創出します。あわせて、有機農業の拡大を加速化するため、**有機農業を広く県域で指導できる環境整備**に向けた取組を支援します。

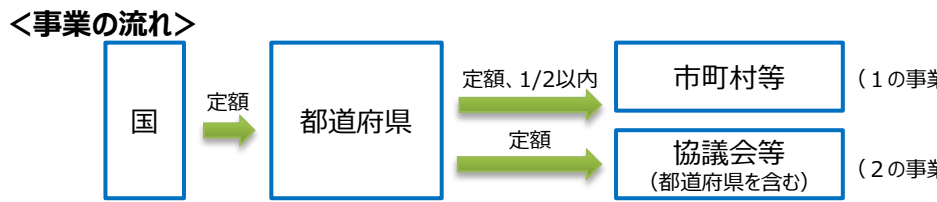
＜政策目標＞
有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年〕）

＜事業の内容＞
有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく**特定区域の設定等**に向けて取り組む地域を支援します。あわせて、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。

1. 有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくりの推進
- 生産から消費まで一貫して有機農業を推進する地域ぐるみの取組を推進するため、試行的な取組を通じた**有機農業実施計画の策定**を支援するとともに、同計画に基づく**産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組**や**産地と消費地が連携した消費拡大の取組**を支援します。また、**有機農業の大幅な面積拡大に向けて**、高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う取組を支援します。
- ※以下の場合に優先的に採択します。
- ・事業実施主体の構成員が「みどり認定」等を受けている場合
 - ・事業実施地域内の有機農業の取組が、**地域計画**に位置付けられている場合
 - ・事業実施計画において**フラッグシップ輸出産地**と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等

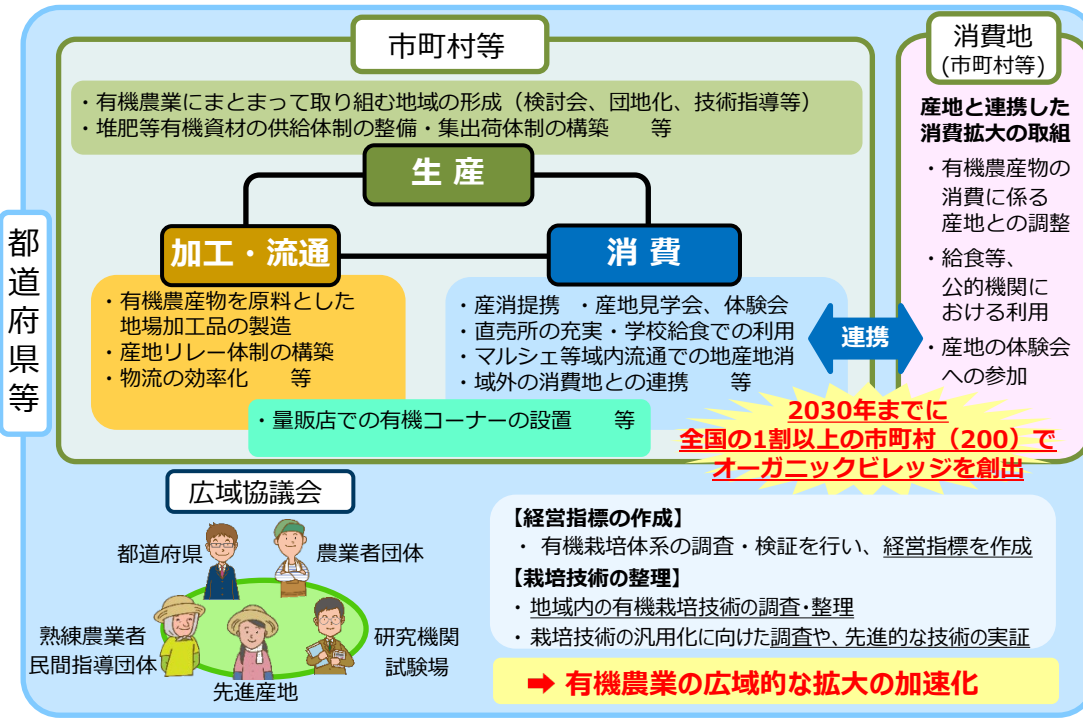
2. 有機農業の拡大加速化の推進

広く県域で取組を行う協議会等による、**有機農業に係る経営指標の作成**に向けた調査・検討、**有機栽培技術の調査・分析・実証**及びこれらに基づく「**経営・技術指導マニュアル**」の作成や有機農業の広域指導に向けた計画の策定を支援します。



＜事業イメージ＞

- 有機農業を推進するため、**特定区域の設定等**に向けて取り組む地域を支援。
- あわせて、有機農業を**広く県域で指導できる環境整備**に向けた取組を支援。



オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開

2 [お問い合わせ先] 農産局農業環境対策課（03-6744-2114）

有機農業の拡大加速化の推進

都道府県域で取組を行う協議会等による、有機農業に係る経営指標の作成に向けた調査・検討、有機栽培技術の調査・分析・実証及びこれらに基づく「経営・技術指導マニュアル」の作成や有機農業の広域指導に向けた計画の策定を支援します。

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 事業実施主体

実施主体：広域の協議会(都道府県の参加が必須)等
 参画構成員：都道府県、市町村、農業者団体、熟練有機農業者、民間指導団体、試験研究機関 等

2. 支援内容

有機農業に係る経営指標の作成に向けた調査・検討、有機栽培技術の調査・分析・実証及びこれらに基づく「経営・技術指導マニュアル」の作成や有機農業の広域指導に向けた計画の策定に要する経費を支援。

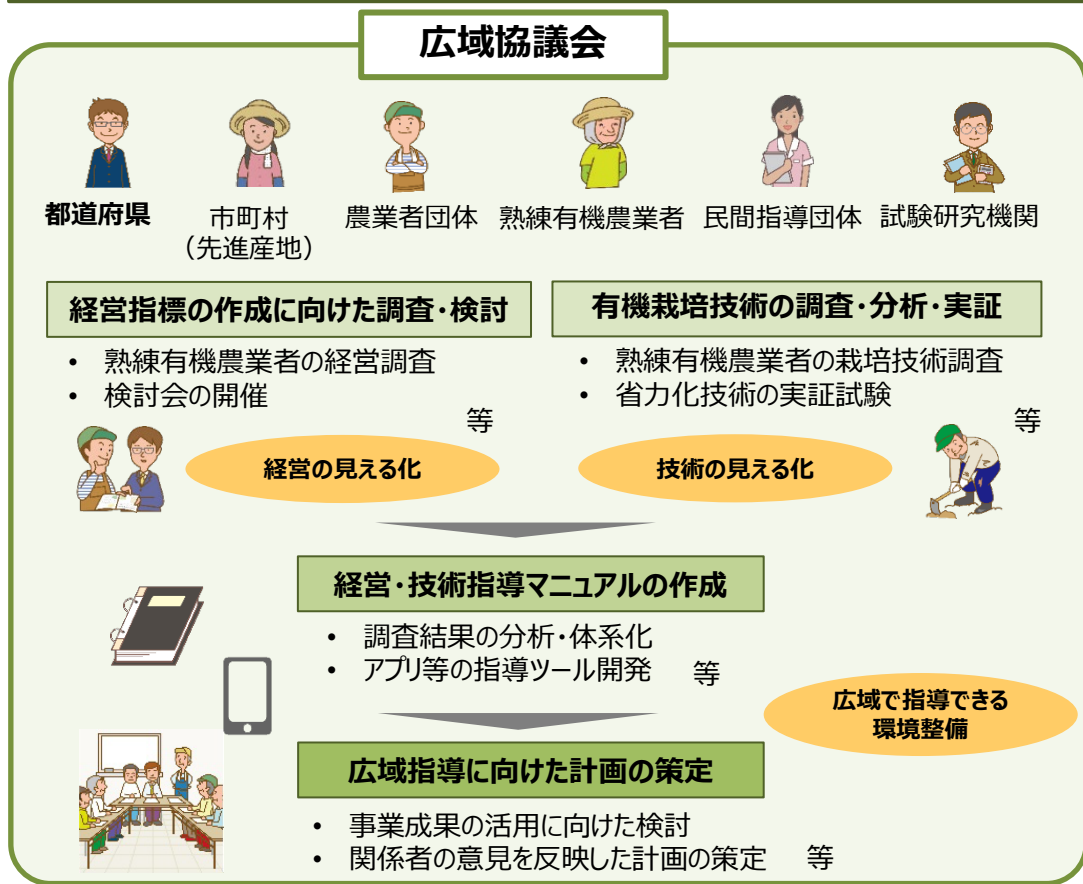
- ① 有機農業の栽培体系に係る経営指標の作成に向けた調査・検討
- ② 地域内の有機栽培技術の調査・分析、栽培技術の汎用化に向けた不足データの収集・先進的な技術の実証
- ③ ①及び②に基づく、「経営・技術指導マニュアル」の作成
- ④ ③のマニュアルを活用した、有機農業の指導に係る計画の策定

【支援期間:最大2年、補助率:定額、上限:2千万円(初年度)】

3. 事業要件

- ・都道府県域以上を対象とした取組であること。
- ・域内の代表的な有機栽培体系1つ以上について、経営指標を作成のうえ、域内各地域に適用可能な経営・技術指導マニュアルを作成すること。
- ・域内の普及指導員等による、事業成果(経営・技術指導マニュアル)の普及の計画を策定すること。

有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援。



<事業の流れ>



有機農業の広域的な拡大の加速化

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、**新たに有機農業を開始する**農業者に対して支援します。

有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年〕）

＜事業の内容＞

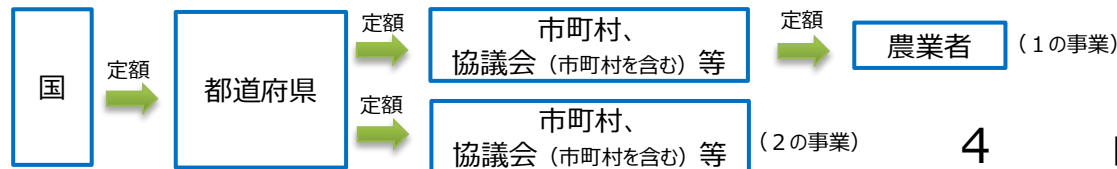
＜事業イメージ＞

新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援します。

- ① 対象者 : ア 有機農業に取り組む新規就農者
イ 慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者
- ② 対象農地 : 慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地
- ③ 単価 : 10aあたり2万円以内
(本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。)
- ④ 要件 : 将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと及び、
「みどり認定」を受けている又は受ける予定があること 等

都道府県、市町村等による有機転換推進事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



慣行農業から有機農業への転換



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
環境負荷低減活動定着サポート

【令和7年度予算概算決定額 612（650）百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 3,828 百万円の内数）

＜対策のポイント＞

都道府県域で環境負荷低減による先進的な産地構築を面的に推進するため、みどり認定農業者等による環境負荷低減の取組の拡大・定着に向けた**技術指導・販路拡大等をトータルにサポートする体制を構築**し、これまでに創出したモデル地区の取組を横展開します。

＜政策目標＞

化学農薬（リスク換算）・化学肥料の使用量の低減等みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成〔令和12年〕

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. みどりトータルサポートチームの体制整備

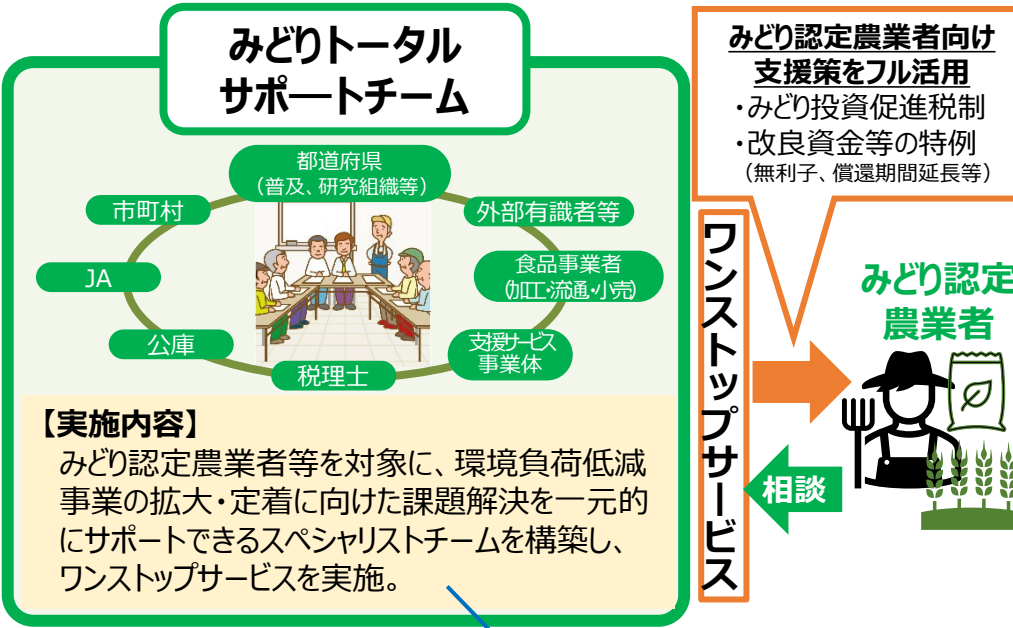
- ① みどりトータルサポートチームの構築
みどり認定農業者等が認定計画に基づき環境負荷低減の取組を拡大・定着させるための生産面・販売面の課題解決を目的とした、**みどりトータルサポートチームの構築**及びその運営を支援
- ② 専門技術を持つ指導者の育成
有機農業等の技術指導を行う**人材の育成**の支援

2. 環境負荷低減による先進的な産地構築の推進

- みどりトータルサポートチームが行う課題解決に必要な以下の取組を支援します。
- ① 環境負荷低減事業活動の拡大・定着に向けた生産から販売・経営までの課題解決サポート
 - ・環境と調和した栽培を行うための**助言・指導**、検討会、展示ほの設置、堆肥などの資材調達に必要な**事業者とのマッチング**
 - ・環境負荷低減に資する農産物等の**販路拡大**に向けた小売・流通・加工事業者とのマッチング、消費者に対する理解醸成を支援
 - ・**J-クレジットの導入・拡大**に向けた伴走支援
 - ・**みえるらべる取得**のための伴走支援
 - ② 地域ぐるみの取組拡大に向けた関係者の意識醸成・合意形成
 - ・みどり法に基づく特定認定・有機協定の締結に向けた地域の農業者及び地権者の**意識醸成、合意形成のためのコーディネート**を支援

※以下の場合に優先的に採択します。
・基本計画に「みどり認定」の目標数を定めている場合
・有機農業に関する栽培管理協定が結ばれている又は結ばれる見込みのある都道府県の場合

＜事業の流れ＞



【環境負荷低減活動定着サポートによる支援事業】

- ① 環境負荷低減事業活動の拡大・定着に向けた生産から販売の課題解決サポート
- ② 地域ぐるみの取組拡大に向けた意識醸成・合意形成

＜対策のポイント＞

有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、産地販売戦略の企画助言・新規就農者の農用地確保の支援や、農業者の技術習得等による人材育成、広域的に有機農業の栽培技術を提供する民間団体の指導活動等を一体的に行う取組や、加工食品原料の国産化、消費拡大に資する消費者理解醸成の取組等を支援します。

＜政策目標＞

- 有機農業の面積（6.3万ha[令和12年]）

○有機食品の国産シェア（84%[令和12年]）
- 有機農業者数の増加（3.6万人[令和12年]）

○国内の有機食品市場の拡大（3,280億円[令和12年]）

＜事業の内容＞

1. 有機農業新規参入促進事業

農業者が有機農業に新規参入しやすい環境を一体的に整備するため、以下の取組を支援します。

- ①オーガニックプロデューサーによる産地販売戦略の企画助言や新規就農者の農用地確保の支援等
- ②新たに有機農業に取り組む農業者に対する、有機JASに関する講習受講等の支援
- ③有機農業の現地指導・研修を広域的に行う団体等の指導活動

2. 有機加工食品原料国産化支援事業

国産原料を使用した有機加工食品の取扱いを拡大するため、以下の取組を支援します。

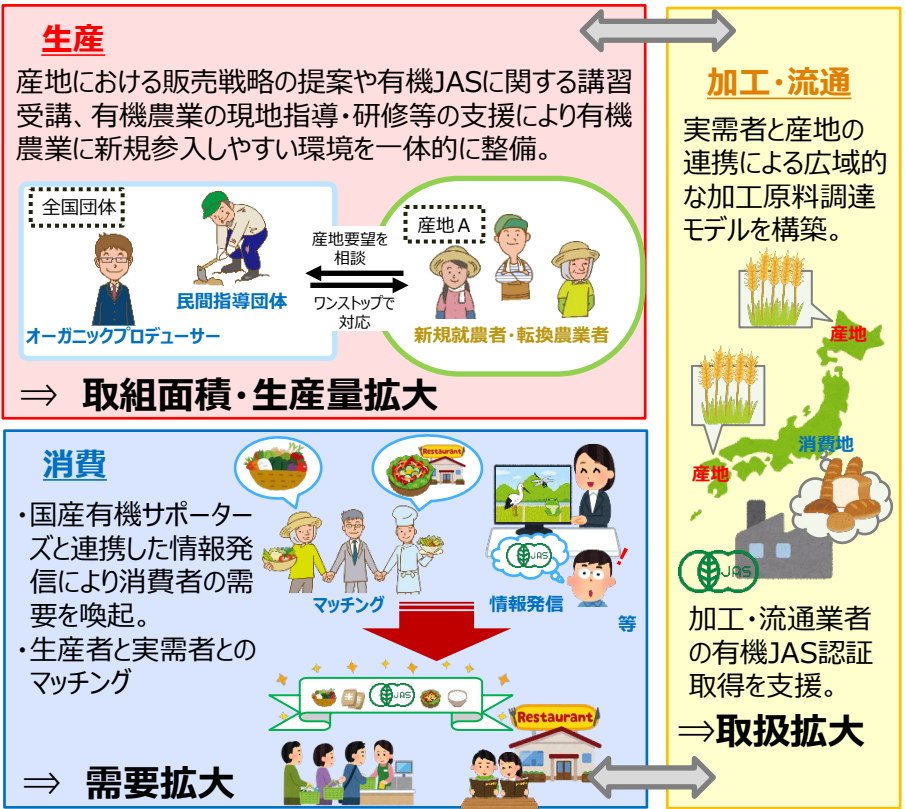
- ①実需者と産地が連携した加工原料の共同調達
- ②有機JAS認証取得や商品開発等
- ③流通・加工事業者に向けた事例紹介等の情報発信

3. 国産有機農産物等需要拡大支援事業

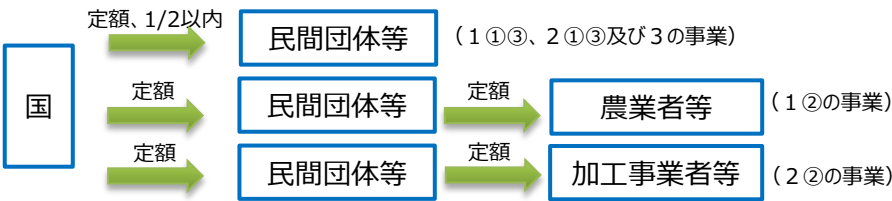
国産有機食品に対する需要を拡大するため、以下の取組を支援します。

- ①小売等の事業者（国産有機サポーターズ）と連携した消費者への情報発信
- ②有機農業の環境保全効果を訴求する資料の作成や消費者向けセミナー開催
- ③生産者と小売事業者、外食・中食事業者等とのマッチング

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



みどりの食料システム戦略推進総合対策（有機農業推進総合対策事業）のうち
有機農業新規参入促進事業

<対策のポイント>

農業者が有機農業に新規参入しやすい環境を一体的に整備するため、**オーガニックプロデューサー**による**産地販売戦略の企画・助言**や**新規就農者の農用地確保の支援**、**有機JASに関する講習受講・初回のほ場実地検査を受講・受検する取組**や**有機農業の現地指導・研修を広域的に行う団体等の指導活動**等を支援します。

<事業の内容>

1. オーガニックプロデューサーによる産地支援

- ①産地における販売戦略の企画・提案・助言に加え、近隣農家との調整や有機栽培による新規就農に当たっての農用地確保などの円滑化を行う**オーガニックプロデューサーの派遣**を支援します。
- ②有機農業の推進に関心を持つ**自治体等を参集し、有機農業関連の取組に関する情報共有等を行うセミナー等の開催**を支援します。
- ③有機農業を始めようとする農業者等に対する**相談窓口の設置**。

2. 有機JAS規格認証取得支援

新たに有機農業に取り組む農業者に対し、**有機JASに関する講習受講等を支援(※)**するとともに、**品目別の有機栽培技術の研修会の開催**に必要な経費を支援します。
(※上限額：講習会受講 3 万円、ほ場実地検査 9 万円)

3. 民間指導団体による技術指導

有機農業の現地指導・研修を広域的に行う**団体等の指導活動や教育・研修プログラムの作成**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



みどりの食料システム戦略推進総合対策（有機農業推進総合対策事業）のうち
有機加工食品原料国産化支援事業

＜対策のポイント＞

有機加工食品原料の輸入から国産への置き換えを促進するため、生産者と連携して国産有機加工食品の生産に取り組む流通、加工等の事業者等が行う国産原料を使用した有機加工食品の生産・取扱い拡大の取組を支援します。

＜事業の内容＞

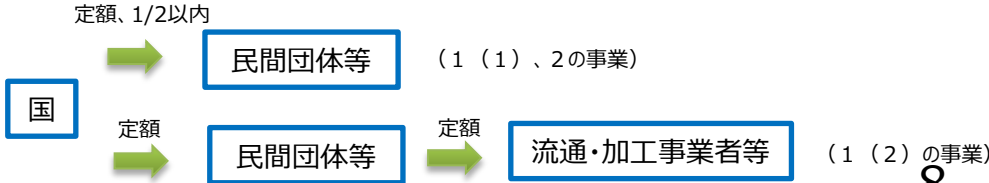
1. 国産有機加工原料産地調整・共同調達実証

- 国産原料を使用した有機加工食品の取扱いを拡大するため、
- (1) 有機加工食品を取り扱う流通加工事業者と産地との広域的な連携の下、事業者の需要の取りまとめ、輪作体系も含めた作付け計画の調整、原料の共同調達に係るモデル的な取組
 - (2) 有機加工食品原料の新規取扱事業者に対する有機JAS認証取得や、転換期間中も含めた国産有機原料を活用した商品開発等を支援します。

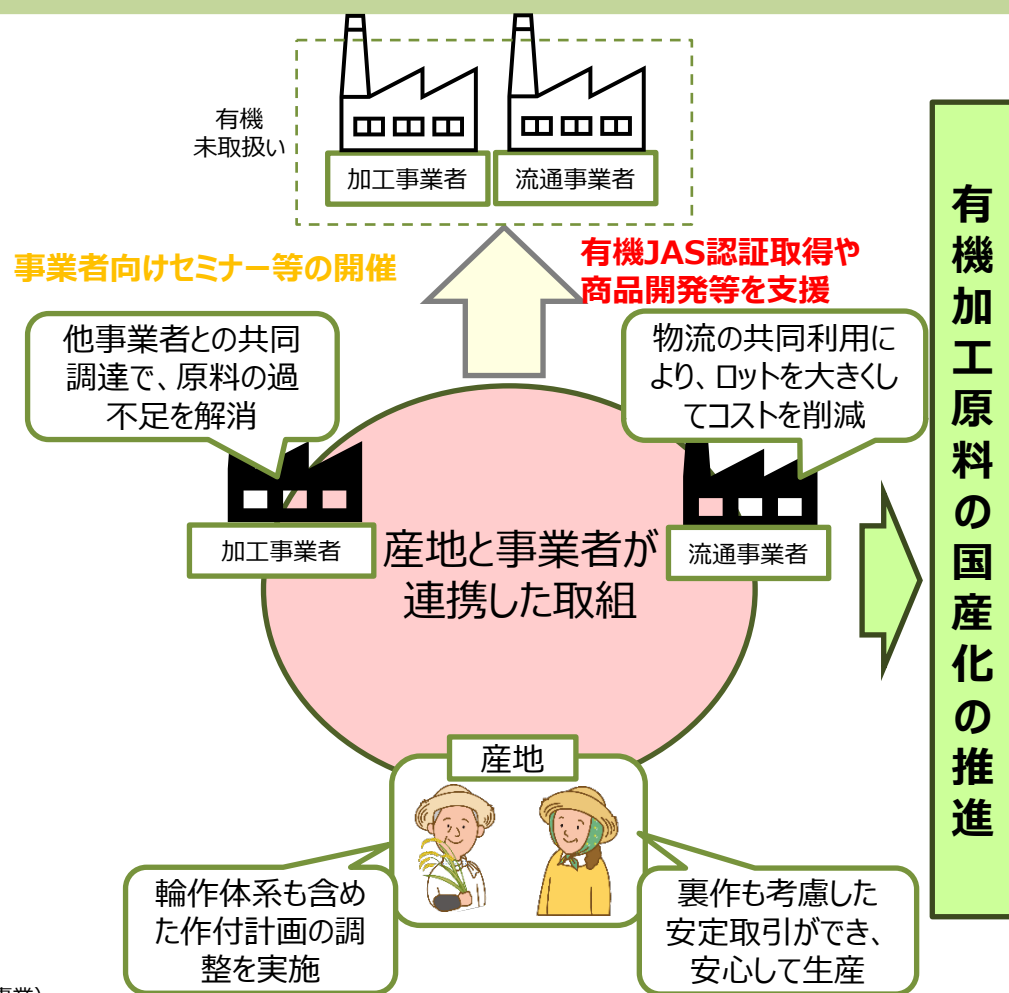
2. 事業者向けセミナー等の開催支援

- 国産有機食品を取り扱う者の増加及び事業者の有機食品の理解を深めるため、流通・加工等の事業者に対して行う、
- (1) 有機加工食品のJAS規格の説明や加工・小分け等の事例紹介
 - (2) 流通の効率化に向けた事例紹介や現場への専門家の派遣
 - (3) 事業者向け情報の発信（転換期間中も含めた有機農産物の品質、利用方法等）についての講習会の開催等を支援するとともに、有機農業に取り組む生産者と有機農産物の取扱いを希望する流通・加工事業者とのマッチングを支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2494）

みどりの食料システム戦略推進総合対策（有機農業推進総合対策事業）のうち
国産有機農産物等需要拡大支援事業

<対策のポイント>

国産有機農産物等の需要を拡大するため、これらを取り扱う小売等の事業者と連携して行う国産有機農産物等の需要喚起及び活用促進、有機農業の環境保全効果を訴求する取組、生産者と事業者間のマッチング等を支援します。

<事業の内容>

1. 国産有機サポーターズ活動推進事業

国産有機食品に対する消費者の購買意欲向上のため、国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者（国産有機サポーターズ）と連携して行う有機農産物の生産から消費までの取組を把握できる消費者参加型のワークショップや展示会への出展等の取組を支援します。

2. 有機農業環境保全効果訴求事業

消費者の有機農業、有機農産物に対する関心を高めるため、有機農業の環境保全効果を普及啓発するためのコンテンツの作成及び発信等を行う取組を支援します。

3. 国産有機農産物等流通拡大推進事業

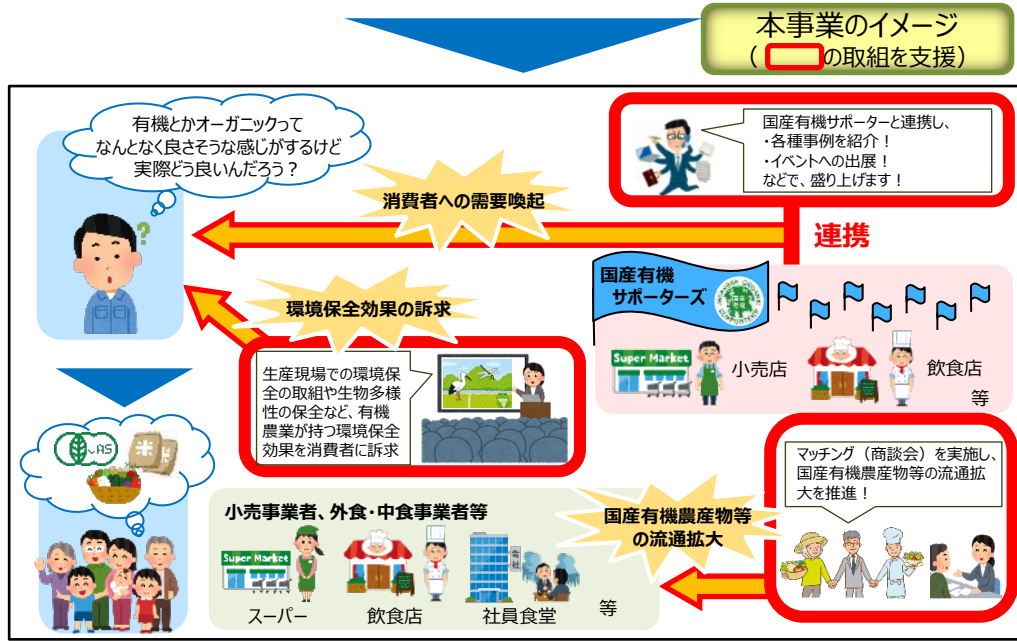
国産有機農産物等の流通拡大を推進するため、有機農業に取り組む生産者と、新たに国産有機農産物等の取扱いを希望する小売事業者、外食・中食事業者等とのマッチングの開催を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- ・有機農業を拡大するには生産のみならず消費の拡大に向けた需要喚起が必要
- ・有機食品市場は拡大傾向にあるが、令和4年に実施したアンケート調査によると消費者の約6割は有機農産物等の購入頻度が「月に1回未満」であり、これらを日常的に購入する層の拡大が必要



- ・国産有機農産物等を扱う事業者の連携促進
- ・有機農産物等の認知度向上・需要喚起

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

<政策目標>

○ 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）

○ 有機農業の面積（6.3万ha）

○ 化学肥料使用量の低減（20%低減）

○ 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化（1,484万t-CO₂）

[令和12年]

<事業の内容>

農業生産における環境負荷低減の取組の推進を加速化するため、各産地のグリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組を支援します。

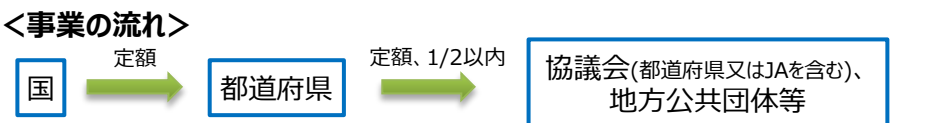
1. 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術の検証の支援

化学農薬低減：病害虫・雑草の発生予察・予測、診断技術の活用等
化学肥料低減：可変施肥、局所施肥、生育診断による適正施肥、緑肥、汚泥肥料の活用等
有機農業拡大：水稻における先進的な除草・抑草技術
その他品目の有機農業の特徴的な土づくり等の技術
温室効果ガス削減：中干し期間の延長、バイオ炭の農地施用、バイオマス由来成分を含む生分解性マルチへの切替え、プラスチック被覆肥料の代替技術等

- 2. 技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する検証の支援**
- 〔支援内容〕
- ① 検討会の開催
 - ② 環境にやさしい栽培技術※ 及び省力化に資する先端技術等の検証
※化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業面積の拡大、温室効果ガスの排出削減に資する技術
 - ③ ②に必要なスマート農業機械等の導入
 - ④ ②と併せて行う環境に配慮して生産した農産物への消費者の理解醸成
 - ⑤ グリーンな栽培体系の実践に向けた栽培マニュアルの作成
産地内への普及に向けた産地戦略（ロードマップ）の策定
 - ⑥ 栽培マニュアルや産地戦略の関係者への情報発信（HP掲載等）

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合



<事業イメージ>

(1) 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術を検証

グリーンな栽培体系の検証

環境にやさしい栽培技術(例)

省力化に資する技術(例)

化学農薬低減
発生ピーク
月・日頃
AIによる病害虫発生予測

化学肥料低減
可変施肥

有機農業
自動抑草ロボット
による雑草抑制

温室効果ガス排出削減
バイオ炭の
農地施用

+

ドローン
リモコン草刈機

選 検証に必要な
択 スマート農業機械等の導入
自動操舵システムなど

検討会の開催（環境負荷低減に向けた取組方針の検討等）

(2) 複数の産地が連携して技術を検証

■ 産地

○○ 技術

● 産地

▲ 産地

栽培マニュアル・産地戦略（ロードマップ）の策定

グリーンな栽培体系の全国展開の加速化

＜対策のポイント＞

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。第3期対策（令和7年度）から、支援対象取組等を一部見直し、有機農業の移行期への重点支援や、水田からのメタン排出を抑制するための仕組みの導入などを行います。

＜事業目標＞

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

※ 令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金の検討の中で、本事業を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討します。

＜事業の内容＞

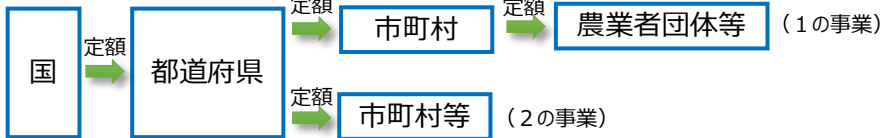
1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,686（2,550）百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
 - 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動**
- ④ 取組拡大加算
 - 有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 118（91）百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		取組内容	交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外 ^{注1}	国際水準の有機農業を実施する移行期の取組 (有機JAS認証取得を求めるものではありません。)	14,000
	そば等雑穀、飼料作物		3,000
堆肥の施用 ^{注2}		主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を農地へ施用（0.5t（水稻）又は1t（水稻以外）/10a以上）する取組	3,600
緑肥の施用 ^{注2}		カバークロップ、リピングマルチ、草生栽培のいずれかを実施する取組	5,000
総合防除 ^{注2}	そば等雑穀、飼料作物以外	IPM実践指標の6割以上を達成するとともに、畦畔機械除草や交信攪乱剤の利用等の活動を実施する取組	4,000
	そば等雑穀、飼料作物		2,000
炭の投入		炭を農地へ施用（50kg又は500L/10a以上）する取組	5,000

注1 このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合）に限り、2,000円を加算。

注2 主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組 ※交付単価は、都道府県が設定します。
※全国共通取組や多面的機能支払での支援対象となっていない取組が対象

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援（交付単価：4,000円/10a）

※本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち
有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業

【令和6年度補正予算額 53百万円】

＜対策のポイント＞
国際的に市場規模・取引量が拡大している中、輸出の機会を逸さないよう有機JAS認証及びGAP等認証の取得や商談の実施等、GAP認証審査員を対象とした研修会の開催を支援します。

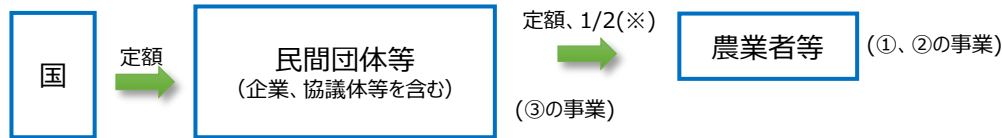
＜事業目標＞
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業 53百万円

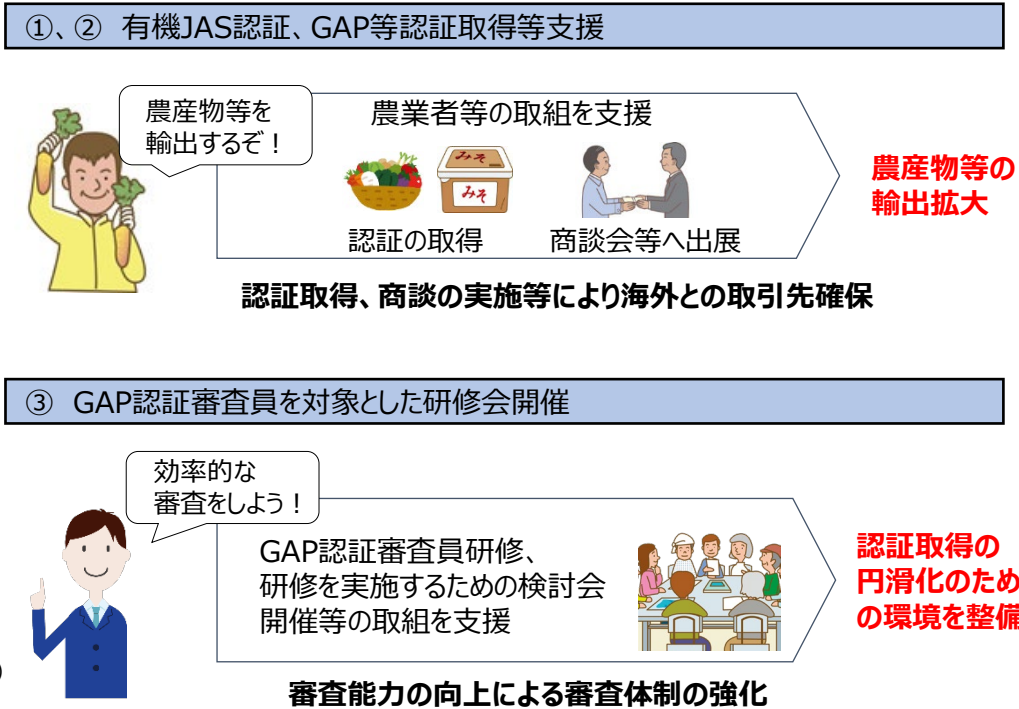
- 有機農畜産物・加工品等やGAP認証農産物の輸出拡大に向け、
- ① 有機JAS認証の取得、商談の実施等
 - ② GAP等認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP、MPS等）の取得、商談の実施
 - ③ GAP認証審査員を対象とした研修会の開催
- を支援します。

＜事業の流れ＞



※商談及び商品開発に係る経費は定額、認証取得及び機械リースに係る経費は補助率1/2以内で支援（商品開発は①の事業のみ）

＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】（①の事業） 農産局農業環境対策課有機農業推進班（03-6744-2494）
12（②③の事業） 農産局農業環境対策課GAP推進グループ（03-6744-7188）